

〔別紙〕 要望実施状況報告
（ 要 望 先 ） 様

要 望 書

令和3年 月 日



連携の絆を深め、輝く明日へ

北海道中小企業団体中央会

Hokkaido Federation of Small Business Associations

北海道経済は、昨年初から継続する新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで経験したことのない経済活動の停滞に見舞われ、地域の社会経済への深刻な影響が長期化し続いています。

これまで、国や北海道、市町村による各種の支援策が講じられているものの、未だ感染の収束が見通せない状況において、感染予防と社会経済活動の両立のための事業活動は、時間の経過とともに中小企業・小規模事業者を疲弊させており、更なる事業環境の整備や事業者に対する継続的な支援とともに、感染状況に応じた需要喚起策の実施が求められています。

また、感染症の収束を見据えたポストコロナでは、デジタル改革とグリーン改革の推進に向けた事業者の挑戦を後押しする支援策が必要となります。

加えて、中小企業・小規模事業者が持続的に発展できるよう、人材・雇用対策、官公需対策、商店街対策などへの継続的な支援が必要です。

こうした中、当会は、道内の各地域や各業界から寄せられた意見を踏まえ、要望事項を決議しました。

つきましては、中小企業・小規模事業者が経営存続の危機に直面するなかで、事業の継続、雇用の維持に懸命に取り組んでいる実情を踏まえ、次の事項の実現が図られるよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

北海道中小企業団体中央会
会長 尾池 一仁

目 次

○ 新型コロナウイルス感染症に関する要望

I コロナ禍における経済対策

- 1 新型コロナウイルス関連支援策の継続・拡充 2
- 2 事業継続のための状況に応じた支援策の拡充 2
- 3 感染状況に応じた需要喚起策の実施 3

II ポストコロナにおける経済対策

- 1 デジタル改革推進のための支援 4
- 2 グリーン改革推進のための支援 5

○ 中小企業・小規模事業者の持続的発展に関する要望

- I 景気・地域経済対策 6
- II 人材・雇用対策 9
- III 中小企業・小規模事業者対策 11
- IV 官公需対策 14
- V 商店街対策 17

新型コロナウイルス感染症に関する要望

I コロナ禍における経済対策

新型コロナウイルスの感染拡大は、本道経済や道民生活に大きな影響を及ぼし、経済活動の停滞に伴い中小企業・小規模事業者は、需要喪失から業績や資金繰りの悪化に見舞われ、多くの事業者が事業継続の危機に陥っている。

国や道による各種支援策が措置されたが、未だ収束の見通しが立たず、時間の経過とともに疲弊する中小企業・小規模事業者へ寄り添った支援策が求められており、地域の実情を踏まえ、次の対策が早急に講じられることを強く求めるものである。

【重点要望事項】

1 新型コロナウイルス関連支援策の継続・拡充

- 切れ目のない支援策の実施・拡充
 - ・ 雇用調整助成金特例の延長
 - ・ 売上げ減少に応じた給付金拡充
 - ・ 休業要請の対象にない業種を含めた支援策の創設
 - ・ 業態転換に係る補助金等の支援策の継続

2 事業継続のための状況に応じた支援策の拡充

- 影響の長期化に伴う資金繰り追加支援
 - ・ 保証と融資の売上減少要件を事業規模に応じ緩和
 - ・ 融資限度額の拡大と期間の延長
 - ・ 返済時における柔軟な条件変更
- 外国人技能実習生等の入国体制の整備と適正な運用
 - ・ 感染状況に応じた柔軟な制限の運用と手続体制の整備
 - ・ 対象職種・作業や特定産業分野の拡大
 - ・ 事業者への制度活用の啓発・指導、支援体制の強化

3 感染状況に応じた需要喚起策の実施

- 「新しい生活様式」への取組支援の拡充
 - ・ 利用者の安全と信頼を獲得するための認証制度創設
- 個人消費を喚起する支援
 - ・ 地域限定旅行商品造成への支援と地域共通クーポン等の実行
 - ・ 中小企業組合等連携組織の活用

1 新型コロナウイルス関連支援策の継続・拡充

(1) 切れ目のない支援策の実施・拡充

新型コロナウイルス感染拡大の影響により深刻なダメージを受け、厳しい状況にある中小企業・小規模事業者に対して、雇用調整助成金特例の延長、売上げ減少に応じた給付金拡充、休業要請の対象にない業種を含めた支援策の創設や業態転換に係る補助金等の支援策をコロナの影響が完全に収束するまで継続的に実行すること。

(2) 支援手続の迅速化・簡素化

これまで講じられてきた支援策が、倒産・廃業の危機に直面している中小企業・小規模事業者に滞りなく広く行き渡るよう、支援対象の裾野を柔軟に広げた態勢と相談窓口体制の拡充等、更なる手続きの迅速化と簡素化を図ること。

2 事業継続のための状況に応じた支援策の拡充

(1) 影響の長期化に伴う資金繰り追加支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響の長期化に伴い中小企業・小規模事業者において、資金の枯渇が懸念されるとともに、今後債務の返済に窮する可能性も出てきている。

このため、セーフティネット保証4号及び5号、危機関連保証や国の実質無利子融資制度の売上減少要件を事業規模に応じて緩和するとともに、融資限度額の拡大と期間の延長など実情に応じた融資と、返済時における柔軟な条件変更が可能となるよう配慮すること。

(2) 外国人技能実習生等の入国体制の整備と適正な運用

感染拡大防止のため、外国人技能実習生等の入国が制限されており、地域の基幹産業の活動に大きな影響を及ぼしているため、感染状況に応じた柔軟な制限の運用と手続体制の整備を図ること。

また、外国人技能実習制度及び特定技能を効果的に活用できるよう、対象職種・作業や特定産業分野の拡大、日本語教育の支援体制の整備を図るとともに、適正な運用に向けて、これら制度を活用する事業者に対する啓発や指導、支援体制を強化すること。

3 感染状況に応じた需要喚起策の実施

(1) 医療・検査体制の早期拡充

経済活動の回復には、早期のワクチン接種による集団免疫の獲得が重要となることから、希望する全ての道民がワクチン接種を速やかに受けることが出来るよう、十分な量の確保と体制を整備するとともに、感染拡大防止に迅速に対応するための検査体制や十分な医療資材の確保と的確な情報発信を徹底し、経済活動を停滞させないための対策を講じること。

また、安定供給に向けてワクチンと治療薬の国産化を早急に実現すること。

(2) 「新しい生活様式」への取組支援の拡充

「新しい生活様式」による社会経済活動の変化は、事業者においてもこれまで経験のない新たな対応や負担を求められることから、コロナ感染対策を積極的に取り組んでいる事業者に対し、利用者の安全と信頼を獲得するための「認証制度」を創設し、事業者が安心して事業活動を行えるよう支援を講じること。

(3) 個人消費を喚起する支援

売上が大幅に減少している中小企業・小規模事業者の業績回復のため、コロナの影響が収束するまで、メリハリのある需要喚起策を講じること。特に、地域を限定した旅行商品造成への支援や、商店街が行う販売促進事業を始め地域共通クーポン等は事業効果が大きいことから、地域ごとの感染状況に応じて、柔軟で効果的な実行が可能となるよう考慮すること。

また、実施にあたっては中小企業組合等連携組織の活用も推進すること。

(4) 景気対策のための減税等

需要を喚起する経済対策として、期限を区切った消費税や事業所税の減税と固定資産税等の減免継続を実施するとともに、減税に伴うレジ等の対応経費についても支援を行うこと。

Ⅱ ポストコロナにおける経済対策

新型コロナウイルス感染症の収束を見据えたポストコロナでは、国のデジタル社会の実現に向けたデジタル改革と2050年カーボンニュートラルの実現に向けたグリーン改革の推進により、急速な社会環境の変化が起こり、これまで経験したことのない大変革となる。こうした中で、中小企業・小規模事業者が事業継続していくためには、柔軟で前向きな挑戦が必要となることから、その機動性を活かすための支援が講じられることを求めるものである。

【重点要望事項】

1 デジタル改革推進のための支援

- デジタル社会への移行促進支援
 - ・ 啓蒙普及・人材育成等の研修や専門家派遣等の支援
- デジタル化のための設備投資支援
 - ・ 設備投資のための、各種助成金・補助金支援の拡充
 - ・ デジタル設備の固定資産税減税措置

2 グリーン改革推進のための支援

- グリーン社会への環境の醸成
 - ・ 事業者の前向きな挑戦や変革を促す十分な周知
 - ・ 石油産業など変革を求められる業界のロードマップの提示
- 生産性向上、競争力向上に取り組むための支援整備
 - ・ 設備投資等に対する補助金や融資等の創設
 - ・ エネルギー企業への中長期の移行に対する支援

1 デジタル改革推進のための支援

(1) デジタル社会への移行促進支援

中小企業・小規模事業者は、デジタル社会への対応を求められているものの、高齢化、人材・情報不足により、これまでのアナログ文化が定着しており、デジタル化の必要性に対する認識が十分でないことなどから、デジタル社会に乗り遅れてしまう可能性がある。このため、中小企業組合等連携組織の優位性を活用した、デジタル文化の醸成や業務プロセスの見直しなど、デジタル社会へ移行のための啓蒙普及・人材育成等の研修や専門家派遣等の支援措置を講じること。

(2) デジタル化のための設備投資支援

デジタル化を推進するためには、国のデジタル改革の方針に対応する必要性のほか、感染拡大による非接触・非対面のオンラインツールの活用も広がっており、業種・業態によって様々な設備投資が必要になるため、各種助成金・補助金支援の拡充と固定資産税の減税措置を講じること。

2 グリーン改革推進のための支援

(1) グリーン社会への環境の醸成

2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略は、これまでのビジネスモデルや戦略を根本的に変革する産業構造の大変革となり、事業者の前向きな挑戦や変革が必要となることから十分な周知を図るとともに、石油産業のエネルギー供給における位置付けを明確にし、変革を求められる業界のロードマップを示すなど、具体的な見通しと挑戦がしやすい環境の醸成を促進する支援策を講じること。

(2) 生産性向上、競争力向上に取り組むための支援整備

グリーン改革の推進は、世界の大きな変化に素早く対応し、事業を伸ばすチャンスとなるが、人材や資金が不足する中小企業・小規模事業者においては大きな負担を伴うことから、事業者の実情に即した改革を進められるよう、設備投資等に対する補助金や融資等の施策を創設すること。

また、エネルギー企業の中長期の移行への支援を講じること。

中小企業・小規模事業者の持続的発展に関する要望

I 景気・地域経済対策

本道の景気は、新型コロナウイルス感染症の収束を見通せない中、自粛による個人消費の落ち込み、飲食・観光関連産業への営業制限要請に伴う売上げの落ち込み等によって、依然として厳しい状況となっている。

他方では、少子高齢化やデジタル化への対応等の社会環境変化や気候変動に伴う原材料不足、災害の多発等の自然環境変化への対応に迫られている。

このような中、地域の担い手である中小企業・小規模事業者の事業活動を活発にし、地域経済全体を底上げすることができる対策を積極的に講じることを求めるものである。

【重点要望事項】

- 最低賃金の引き上げ凍結
 - ・ 新型コロナの影響が収束するまで現行水準を維持
- 消費税インボイス制度導入の廃止を含めた慎重な対応
- キャッシュレス決済の普及促進支援
 - ・ 導入補助金等の支援拡充や手数料負担に係る軽減措置
- 環境変動に伴う水産業・林業関連事業者への対策強化
 - ・ 加工設備の修繕・改修・更新等の円滑な資金調達支援
 - ・ 設備補助金の柔軟な運用
 - ・ 国内の安定的な木材等の資材調達体制を構築
 - ・ 道産木材の積極的な活用
 - ・ 森林整備事業の一層の推進
- 地域の維持・活性化に資する「特定地域づくり事業協同組合」の活用促進

1 最低賃金の引き上げ凍結

新型コロナの影響を受けて、雇用の維持・事業の継続に最優先で取り組む中で、中小企業・小規模事業者は、最低賃金の引き上げに対応できる状況ではないことから、地域の実情を踏まえ、新型コロナによる経済への影響が収束するまで現行水準を維持すること。

2 消費税インボイス制度導入の廃止を含めた慎重な対応

令和5年10月に予定されている消費税インボイス制度の導入は、中小企業・小規模事業者に多大な負担が生じ、対応ができない小規模な小売事業者等の事業継続を困難にすることから、導入については廃止を含めて慎重に対応すること。

3 ものづくり産業の支援強化

北海道経済を足腰の強いものにするためには、付加価値の高い生産活動を行うものづくり産業の集積を高める必要があることから、企業誘致とともに、技術力・競争力の向上や市場開拓、道外企業とのマッチングなど地場企業に対する支援策を強化すること。

4 キャッシュレス決済の普及促進支援

キャッシュレス決済の導入に伴い、中小企業・小規模事業者においては、導入時の設備投資のほか決済に伴うカード手数料の負担が大きいことから、設備投資時に活用できるIT導入補助金等の支援拡充や手数料負担に係る軽減措置を講じること。

5 環境変動に伴う水産業・林業関連事業者への対策強化

主要魚種の不漁やサプライチェーンの毀損により海外からの原料不足が生じるなど、環境変化への対応に苦慮している水産加工業をはじめとした関連事業者に対して、加工設備の修繕・改修・更新等の円滑な資金調達や補助金の柔軟な運用などの支援を強化すること。

また、海外木材の調達が難しくなっている現状を踏まえ、国内での安定的な調達体制を構築するとともに、木材加工業などの林業関連事業者の活性化に向けた支援・強化のため、道産木材の積極的な活用と森林整備事業の一層の推進を図ること。

6 地域の維持・活性化に資する「特定地域づくり事業協同組合」の活用促進

人口減少や基幹産業が衰退した地域の維持と経済の活性化を図るため、中小企業・小規模事業者が地域産業の維持や新産業の創出、働き手の確保に貢献できる「特定地域づくり事業協同組合」の活用を促進すること。

7 防災・減災、強靱化の促進

近年、大規模な地震や豪雨などの自然災害とそれに起因した二次災害が全国各地で多発し、住民の生命や財産、地域の生活・産業基盤に甚大な被害が生じており、気候変動に伴って更に災害リスクは増大していることから、計画的な防災インフラの整備はもとより、地域住民に極めて近い存在である商店街の機能を十分に活用するなど、災害に強く、被害を最小限に押さえることのできる地域づくりを一層強力に推進すること。

8 複数年にわたる公共事業の確保とその迅速・着実な実施

新型コロナウイルス関連支援策に多額の予算が投入されているが、来年度以降の公共事業が削減されることがないように、道内の経済が感染拡大以前の水準に回復するまで、複数年にわたる公共事業費の維持・拡充に努め、地元事業者への優先発注を進めること。

9 低廉で安定的な電力供給のための対策の強化

北海道の電気料金は、全国的にも高く、中小企業・小規模事業者の収益を圧迫していることから、電力の使用量に応じた適正な料金の設定と安定的な供給のため対策を早急に講じること。

また、バイオマス、風力、水力、地熱等の多様な再生可能エネルギーの効果的な活用を図り、脱炭素社会に向けた先進的対策を講ずること。

10 道路・鉄道網の機能維持・強化支援

農産物などの物流の効率化、観光などの旅客輸送力の強化、トラックドライバー等の労働環境改善などに寄与する高規格道路網の整備拡大を図るほか、災害時の素早い道路情報の提供、早期の復旧工事など、道路交通機能の維持・強化を図ること。

また、JR北海道の営業縮小や路線廃止は、住民生活の利便性や農産物の輸送機能を低下させ、地域の疲弊に拍車をかけることから、鉄路維持に向けた国による支援や新たな枠組みを確実に実行するほか、東北・関東圏との交流拡大による経済の活性化をさせるため、北海道新幹線の延伸を可能な限り早めること。

II 人材・雇用対策

地域の少子・高齢化や働き手の流出による、生産年齢人口の減少や新規学卒者等の若年者の非現業志向・離職率の高さから、人手不足を定年後の雇用延長等に頼らざるを得ない状況となっている。

このような状況下で、中小企業・小規模事業者は、働き手を確保し事業継続を図るとともに、働き方改革への対応にも取り組む必要があることから、実情を踏まえた人材・雇用対策を総合的に講じることを求めるものである。

【重点要望事項】

○ 働き方改革に係る対応・支援の拡充

- ・ しわ寄せ防止のための啓発、指導、監視の実施
- ・ 設備投資・業務改善等の助成金や補助金の拡充

1 働き方改革に係る対応・支援の拡充

時間外労働時間の上限規制や年次有給休暇取得の義務化などによる、大企業の対応が取引先の中小企業・小規模事業者へのしわ寄せにつながることはないよう、引き続き、啓発、指導、監視を行うとともに、本道の全ての事業者が働き方改革へ円滑に対応できるよう、中小企業・小規模事業者への設備投資・業務改善等の助成金や補助金を拡充すること。

2 若年者の就業対策と技術・技能人材の育成支援

道内の地域経済は、中小企業・小規模事業者により支えられているが、地域の労働力は、新規学卒者等の若年者の非現業志向や離職率が高く、人手不足から定年後の雇用延長等に頼らざるを得ない状況となっている。このため、学齢期からの職業観や就業意識の醸成を図り、職場定着を促すとともに、持続可能な地域づくりのために中小企業・小規模事業者が求める技術・技能人材の育成対策を講じること。

3 技術・技能の承継支援

技術・技能人材の高齢化に伴い、技術等の承継が急がれることから、必要となる免許や資格取得のための経験年数等の要件を実情に即して見直すとともに、養成や受験のための助成を行うこと。

また地域において、工業高校生などの関心を高め、実践的技術の学習につながる技能大会や現場体験会などへの参加機会の拡大や運営に対する支援策を講じること。

4 女性・高年齢者の雇用を促進する支援策

質・量の両面で不足する労働力を補うために、経験や技術、働く意欲が強い女性や高年齢者の就業しやすい条件や環境の整備のほか、雇用に積極的な中小企業・小規模事業者に対するマッチング支援など、多様な働き方に対応するための支援策を強化すること。

Ⅲ 中小企業・小規模事業者対策

中小企業・小規模事業者は、地域の経済と雇用を支える存在として地域を活性化させ、発展に導く重要な役割を果たしてきたが、少子高齢化による人口減少などの社会環境や産業構造の変革などの事業環境の変化に伴い、その活力の低下が懸念される。

地域の閉塞感を打開し、持続的発展を可能にするためには、中小企業・小規模事業者の事業活動を活発化させることが重要であることから、その妨げとなっている問題を解決するためのきめ細やかで実効性のある対策を積極的に講じることを求めるものである。

【重点要望事項】

- 中小企業組合等連携組織への支援強化
 - ・ 中小企業連携組織対策事業への支援強化
 - ・ 組合等の事業運営の支援金・助成金等の支援策創設
- 「ものづくり補助金」の継続実施
 - ・ 恒常的事業として毎年度の当初予算で措置
 - ・ 設備完成に1年以上を要する設備の事前着手を認める

1 中小企業組合等連携組織への支援強化

中小企業・小規模事業者が、人手不足、事業承継、最低賃金の引上げ、働き方改革、生産性向上などの直面する課題に取り組むためには、経営資源を補完・補強し合う中小企業組合等連携組織による共同事業の取組みが重要となっていることから、中央会等が行う中小企業連携組織対策事業への支援を強化すること。

また、新型コロナウイルス感染拡大が地域経済の疲弊に拍車をかけており、連携組織自体の事業継続・雇用維持にも影響が及んでいることから、組合等の事業運営の支援金・助成金等の支援策を創設すること。

2 「ものづくり補助金」の継続実施

ものづくり補助金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上や経営力強化など、前向きな設備投資を促進することから、地域経済の活性化に大きな効果をもたらしているものである。このためコロナ感染症対策、働き方改革、デジタル化など、次々と求められる経営環境変化への対応に必要な施策であることから、今後、恒常的な事業として毎年度の当初予算で措置すること。

また、船舶の付帯設備など完成までに1年以上を要するような設備の導入に対しても、補助対象として事前着手を認めること。

3 外形標準課税の中小企業・小規模事業者への適用除外

外形標準課税の適用拡大は、大企業に比べて労働分配率が非常に高い中小企業・小規模事業者の従業員給料が課税対象となり、賃上げを難しくするだけでなく働き方改革への対応を阻害するものでもあり、景気や雇用にも大きな影響を及ぼすことから、絶対に行わないこと。

4 事業承継円滑化対策の支援強化

事業承継が円滑に進むよう、相続税・贈与税の納税猶予制度の要件緩和と手続を簡素化するほか、猶予期間の延長や事業承継・引継ぎ補助金を継続措置すること。また、事業承継の際の金融機関からの借入金について、「経営者保証に関するガイドライン」の特則の徹底に努めるとともに、より円滑な事業の承継に向けた必要な見直しを図ること。

5 事業継続計画（BCP）等策定支援の拡充

頻発する災害などにより「事業継続計画（BCP）」及び国が認定する「事業継続力強化計画」策定の必要性が高まっているが、大企業に比べて時間的、経済的な余裕が少ない中小企業・小規模事業者の取組は進んでいない状況にあることから、策定促進のための周知啓発に加えて、個別の取組に対する支援や費用補助等の拡充を行うこと。

また、商店街においては、災害時等の来街者の安全確保や避難誘導、共同施設の管理など、商店街の特性を踏まえたエリアとしての計画が必要なことから、その策定に対する支援策を講じること。

6 中小企業振興基本条例の制定促進

地域を活性化し、持続的発展を実現するためには、その主体である中小企業・小規模事業者の振興が不可欠であることから、各自治体において地域特性を踏まえた振興策の拠り所となる中小企業振興基本条例の制定や状況に応じた見直しを行うなど、積極的な振興策の展開を図ること。

7 政策金融機能の維持・強化

中小企業・小規模事業者に対して、不測の災害時や経済環境の激変時の円滑な資金供給はもとより、新たな事業展開を促すためにも、政府系金融機関や信用保証協会などによる政策金融機能の維持・強化に配慮すること。

8 地域金融機関の役割機能の発揮

中小企業・小規模事業者の成長を支える重要な役割を担う地域金融機関は、取引先のニーズに的確に応え、コンサルティング機能の一層の強化を図り「経営者保証に関するガイドライン」を徹底し、中小企業・小規模事業者の前向きな事業展開の促進や事業承継の円滑化を図ること。

IV 官公需対策

国が毎年度、閣議決定している「中小企業者に関する国等の契約の方針」と、道も同様に策定している「中小企業等に対する受注機会の確保に関する推進方針」により、受注機会の増大のための手立てを講じているものの、それぞれの契約現場では、趣旨理解の意識は高まっておらず、中小企業・小規模事業者への発注は十分とはいえない状況にある。

国及び道の方針の趣旨を発注部局や市町村に対し周知徹底するほか、地域の防災等の観点からも中小企業・小規模事業者への官公需対策の強化を求めるものである。

【重点要望事項】

- 官公需の受注機会確保と増大の徹底
 - ・ 契約目標達成のための趣旨徹底
 - ・ 新規中小企業・小規模事業者の活用
 - ・ 知的財産権の権利範囲の明確化の周知徹底

- 分離・分割発注及び少額随意契約の積極活用
 - ・ 分離・分割発注及び少額随意契約の積極的な活用
 - ・ 少額随意契約の適用限度額の引き上げ
 - ・ 災害時の官公需適格組合等への緊急随意契約の活用

1 官公需の受注機会確保と増大の徹底

国及び道の「方針」に掲げる契約目標が達成されるよう契約現場に趣旨を徹底し、発注時期や発注量の平準化に努めるとともに、実行状況を管理監督し、不十分な場合は是正勧告を行うほか、過去に受注実績のない新規の中小企業・小規模事業者の活用が国の「方針」に規定されていることから、道や市町村においても受注機会の確保に努めること。

また、印刷発注等に伴って生じる知的財産権は、権利範囲を書面で明確にし、受注者の財産的価値の保全に留意した契約内容とするよう周知徹底を図ること。

2 分離・分割発注及び少額随意契約の積極活用

中小企業・小規模事業者の受注機会を増大させるため、分離・分割発注及び少額随意契約の積極的な活用に努めること。

とりわけ、国や地方自治体等と災害時の燃料供給協定を締結している石油販売業をはじめとする地元の官公需適格組合及びその組合員事業者に対しては災害時にスムーズな連携を図り、迅速に対応するためにも平時から取引を行うことが重要であり十分に配慮するとともに、少額随意契約については、適用限度額の引き上げを図り、災害からの復旧・復興に当たっては、官公需適格組合等を緊急随意契約の実施等により積極的に活用するとともに、中小企業の収益維持、雇用継続につながる取組を推進すること。

3 官公需適格組合制度の活用と点数加算制度の適用

官公需適格組合に対する認知度が低い発注機関が散見されることから、国、自治体の全ての契約現場に周知徹底するとともに、発注機関と官公需適格組合との懇談の場を設けるなどして認識を高めること。

また、競争参加資格審査の格付けは、組合の点数に審査対象組合員の点数を加算する「総合点数の算定特例制度」が設けられていることから、積極的に適用すること。

4 適正な単価設定による発注と最低保証の導入

予定価格の積算は、受注者が一定の収益を確保できるよう最新の実勢価格等を踏まえ、適正な単価設定に努めること。特に、市況の変動が激しい燃料、原材料単価や人材が確保しづらい労務の単価は十分に配慮するとともに、人件費率の高い役務等の契約においては、最低賃金改定に合わせて人件費単価を見直すこと。また、契約後の環境変化等に対し、最低保証の導入を含め、柔軟に対応すること。

5 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の積極的な適用

競争入札において、過度な低価格の入札があった場合、契約内容を確実に履行できるかを精査する、低入札価格調査制度を積極かつ適切に活用すること。

また、採算を度外視した入札を予防し、適正価格での受注が可能となるよう、最低制限価格制度を積極的に適用するとともに、対象を物品や役務の発注にも拡大すること。あわせて、地方自治体の物品の発注にも適用できるよう地方自治法施行令の改正を行うこと。

6 監理技術者等の在籍出向の要件緩和と実効ある運用

官公需適格組合が施工する工事の監理技術者等に傘下の組合員に所属する技術者の出向を認める、いわゆる在籍出向の取扱いについて、現行要件の緩和を行うとともに、積極的かつ実効ある運用に努めること。

V 商店街対策

商店街は専門性を持つ異業種の集積として、買物やサービス提供の場としてだけではなく、文化の伝承や防犯活動、災害時の復旧支援、高齢者対策や子育て活動の場として、コミュニティを支える公共的な高度生活インフラの役割を担ってきた。また、人口減少や少子高齢化が進展し、今後さらに、まちづくりを支える中核的な組織として、多様なニーズに応える活動が期待されている。

このため、まちづくりを支える中核的な組織と位置づけ、十分にその機能を発揮することができるよう、商店街が行う取組や活動に対し中長期的な支援を行うことを求めるものである。

【重点要望事項】

○ まちづくりを支える中核的組織としての位置付けの明確化及び支援の拡充

- ・ 都市再生に向けた的確な立地指導
- ・ 商店街の共同施設の改修整備に対する支援
- ・ 商店街が行う賑わいづくりの取組への支援

1 まちづくりを支える中核的組織としての位置付けの明確化及び支援

商店街の活性化を都市機能の適正配置による持続可能な都市運営への転換を図るコンパクト・プラス・ネットワークを推進するための重要な施策と位置づけ、都市再生に向けた的確な立地指導を行うとともに、公共性の高いまちづくりを進める観点から、商店街の共同施設の改修整備に対する支援のほか、商店街が行う地場産業を核とした賑わいづくりや集客力向上による交流人口の拡大など、地域価値の向上や資産価値の保全のための取組に対し、商店街ごとの特性・地域性を考慮した適切な支援を行うこと。

2 法人格を持った商店街組織に対する措置

法人格を持った商店街組織は、明確な責任体制のもと納税等を含めた社会的責務を果たし、地域経済において重要な役割を担っている。しかしながら、昨今の支援施策は任意組織も対象となることから、法人組織の解散や組織化を阻む状況が生じており、法人税など税収増につながる法人組織化の勧奨、支援の差別化など、法人組織に対する優遇策を講じるとともに、任意組織の法人化に向けた指導を行うこと。

3 組織の運営強化に向けた支援

商店街は、住民の身近な存在として安定的な商品・サービスの提供、安全・安心で快適な地域社会づくりやにぎわいの創出などに積極的に取り組んでいることから、こうした活動を継続・発展させていくため、後継者や新たな担い手、新規起業者のほか、事務局機能の強化に資する人材の確保と維持運営に対する支援施策を強化すること。